

第４回取引デジタルプラットフォーム官民協議会
議事録

第4回取引デジタルプラットフォーム官民協議会

1. 日 時：令和5年11月10日（金）10時00分～11時29分

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・事務局からの説明
- ・構成員からの報告
- ・経済産業省からの説明（消費生活用製品の安全確保に向けた検討状況について）

4. 出席者

○事業者団体

アジアインターネット日本連盟
オンラインマーケットプレイス協議会
一般社団法人クリエイターエコノミー協会
一般社団法人シェアリングエコノミー協会
一般社団法人新経済連盟
一般社団法人セーファーインターネット協会
一般社団法人日本クラウドファンディング協会

○独立行政法人国民生活センター

○地方公共団体

全国知事会（農林商工常任委員会委員長県）
東京都

○消費者団体

一般社団法人全国消費者団体連絡会
公益社団法人全国消費生活相談員協会
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

○学識経験者その他

依田 高典 京都大学大学院経済学研究科教授
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
日本弁護士連合会

○関係行政機関

内閣官房（デジタル市場競争本部）
公正取引委員会
警察庁
個人情報保護委員会
デジタル庁
経済産業省
消費者庁

○依田議長

定刻になりました。それでは、第4回「取引デジタルプラットフォーム官民協議会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、御参加いただきありがとうございました。

では、事務局から本日の資料の御確認をお願いいたします。

○事務局(消費者庁落合取引デジタルプラットフォーム消費者保護室長、以下「落合室長」)

おはようございます。

本日の資料でございますが、議事次第の資料一覧に記載のとおりとなります。資料1から3まで、参考資料1から4まででございます。資料2は2つございます。構成員の皆様には事前に事務局からメールで共有しておりますが、万が一お手元に見当たらないなどの事情がございましたら挙手機能によりお知らせください。そして、傍聴してくださっている皆様におかれましては、消費者庁ウェブサイトのトップページに記載しておりますので、そこから御覧いただければと思います。

○依田議長

ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。

まずは議題1の「事務局からの説明」です。では、事務局、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○落合室長

それでは、御説明いたします。資料1でございます。

まず、3ページ、この取引デジタルプラットフォーム消費者保護法でございますが、取引DPF提供者に関する努力義務を定めております。それぞれ重要なものですが、左側の第3条第1項で3つの努力義務を定めており、特に重要なのは、第3号の「販売業者等の特定に資する情報の提供を求める措置」となります。そして、もう1つ重要なのは右側の矢印でございます。こういった取組を取引DPF提供者が開示する、しっかり開示していただくというものであります。

次のページをお願いします。

もう1つ、法律では、消費者が使えるツールとして、販売業者等情報を一定の場合に、取引DPF提供者に開示請求ができるという規定がございます。

その次のページをお願いします。

これらの規定につきまして、運用の状況でございますが、これは各取引DPF提供者において取り組んでいただき、しかも、その取組状況は、調査をお願いした上で御回答をお願いするという形になっております。今年度も、官民協議会終了後になりますが、11月中旬を

めどにアンケートを行わせていただきますので、また回答をお願いしたいというものでございます。そして、いただいた回答結果につきましては、来年度の官民協議会で、本年6月にも行いましたが、事務局から御説明をさせていただくということでございます。

次のページをお願いします。

あわせて、第5条の関係ですが、開示請求の活用促進を図る観点からリーフレットを作成しております。

次のページをお願いします。

中身はこういったものでございます。

その次のページをお願いします。

あと、この法律に関しては申出というものがございまして。

次のページをお願いします。

申出については法律で規定されたものでありますが、申出の状況を下に記載しております。本年4月から6月までは40件程度、7月以降は20件程度になっております。これは実情を申し上げますと、40件程度あるのですが、実際のところオンラインゲームに関するもの、特に、オンラインゲームでアイテムを買ったけれども、そのアイテムの効果がない。それから、携帯電話、インターネット通信プロバイダーのサービスにおける料金の解約に関するもの。あと、いわゆる出会い系と言われるマッチングアプリに関するものが結構混ざっており、7月には消費者庁の受付のウェブページのインターフェースを少し見直しております。注意書き等を加えて、件数としてはそれ以降少し落ち着いているというところでございます。

次のページをお願いします。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、この取引DPFに関するものというのは①と②、それを足したものが③でございまして、そういう意味ではそれ以外のものも含まれているというところでございます。

次のページをお願いします。

では、具体的にどういうものかという、1つは物販系という形で、物品の販売とかフリーマーケットを中心に書いておりますが、一番上のポツを御覧ください。商品が届いたけれども破損をしている、それから、商品を買ったけれどもそれが壊れてしまって被害が及んだ。あと、商品が適切に届かないといったもの。

役務に関しては下のところでございます。

特に2つ目では、これも6月に御紹介しましたがスキルシェアのサイトをお願いをしたところ、全く違う成果物が届いたというものでございます。

その次のページをお願いします。

これはPI0-NETにおきまして、PI0-NETのうち、大体年間90万件の相談がございまして、そのうち20万件ぐらいがインターネット通販になっていきます。単純に月割りすると大体1万5000から2万件近く毎月その手の相談があるわけですが、主にそういったものを対象に、

相談員の皆様をお願いをして、相談の記録をつくる際にプラットフォームというタグのところにチェックを入れていただいております、これがその件数でございます。2022年5月から本年9月まで御紹介をしておりますが、2022年6月とか、2023年も6月に少し件数が多いかというところですよ。これは官民協議会の影響もあるかもしれませんが、あと、秋ぐらいに多くなっている月もありまして、これは各団体で相談をしていただいているという意見もあるかもしれません。ただ、有意な傾向はあまりありません。あと、1つ言えますのは、物品よりも役務の方が全体的に傾向として多いというところがあると思います。

次のページをお願いします。

PIO-NET相談における傾向というのは、先ほど申し上げたものとあまり変わらないというところでございます。

さらに次のページで、その次のページをお願いします。

私どもは、コロナもかなり落ち着きましたので、できるだけ対面で意見交換とか研修、勉強会をお願いしております。例えば、例で挙げていて、これも2つ、消費者団体とか国民生活センターの御協力によるもので、これは感謝申し上げたいと思うのですが、事業者団体も含めて対面で話をさせていただく、あと、意見交換、それから、勉強会も含めてさせていただきたいと思います。これは法の理解を深めるとともに、特に取引DPFを介する通信販売取引における消費者被害の救済について、この法律に基づく開示請求、それから、令和3年改正による特定商取引法に基づく通信販売の取消権を用いた解決が可能であり、その点の周知を改めて図りたいというものでございます。

御説明としては以上でございます。

○依田議長

どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの説明について、御質問や御意見のある方は挙手機能によってお知らせください。私の方から順番に指名しますので、指名された方は、カメラとマイクをオンにして御発言ください。御発言が終わりましたら、カメラとマイクをオフにいただき挙手ボタンを取り下げてください。次の議題への移行時間は10時25分を区切りとしておりますので、そこまでに議論をしたいと思っております。では、どうぞ自由に挙手ボタンを押していただければと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

では、私の方から簡単な質問を1つさせていただきますが、ただいま発表いただいた12ページの資料でございまして、PIO-NETにおけるプラットフォームの関連の相談ですが、ある程度ずっと増加していたところが、2023年に入りまして低減傾向も見られているところではありまして、ここのところは、消費者庁等の一連のプラットフォームと協力をして、こうした消費者利益を保護する法案や、あるいは様々な取組が一定程度功を奏してきていると解釈してもよろしいものでしょうか。そこら辺の感触はいかがでございますか。

ようか。

○落合室長

ありがとうございます。

今、依田議長からお話しいただいたとおり、2023年に入って前年より件数が少し低減傾向にあらうかと思います。それは1つ、取引DPF提供者における御尽力、相談解決の御尽力もあらうかと思います。ただ、PIO-NET相談自体が、年全体での総数の傾向とかもありますので、全体を見た上で、今、2022年度の状況は分かっているのですが、2023年度全体を見た上で最終的に結論づける必要があらうかと理解しております。

○依田議長

実際に、相談員の方や、あるいはプラットフォームの方も含めて、ここら辺、この新法が制定されて施行されてから功を奏しているかどうか、そういった感触等も分かれば、また教えてください。

手が挙がりました。新経済連盟、どうぞお願いいたします。

○一般社団法人新経済連盟

ありがとうございます。御説明もありがとうございました。

制度に関する消費者の理解というものは非常に重要だと思いますので、御説明いただいたような研修等の取組というものをぜひ引き続き続けていただければと思っております。

1点御質問なのですが、9スライド目と10スライド目に関連しまして、第10条第2項で「申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を取らなければならない」とあり、御説明の中で、この申出の件数の御報告がございましたけれども、これに関して、措置としてはどのようなことをされたのか、その辺り可能な範囲で教えていただければと思っております。

○依田議長

どうぞお願いします。

○落合室長

ありがとうございます。

この第10条第2項の趣旨は、今、御指摘があったとおりで、法律に基づく措置を採らないといけないというものです。もちろん、この法律に基づく措置なので、要請というのでも考えられます。

それ以外、その他「適当な措置」とありまして、実際のところは、60件程度あるもののうち取引DPFに関わるもの、特に消費生活相談を受けたという申告があるものについては、

相談員の方にお伺いをしているケースもあります。それから、当事者にお伺いするケースもあるということです。

あと、④の類型の中には、架空請求とかそういったものもありますので、これは直接この法律に当たるかという問題はありますが、被害救済、特に速やかな救済の必要性を感じた場合には御本人に注意喚起を促すと、そういった形で取組をしております。

ちょっと感覚めいた御説明で恐縮ですが、傾向としてはそういうものでございます。

○一般社団法人新経済連盟

ありがとうございました。

○依田議長 ありがとうございます。

続きまして、挙手されている日本弁護士連合会、お願いいたします。

○日本弁護士連合会

ありがとうございます。

アンケートをもう取られ始めているのかな。5ページにアンケートで調査を実施となっているのですが。団体に所属されて、この法律の適用があると分かっている方に当然アンケートを出されていると思うのですが、全く団体と関係なく、しかしながら、法的には取引DPF提供者であると。具体的に言ってしまうとOTAですね。最近問題になっているOTA等は、日本に登録もせず、しかしながら取引DPFではある場合というのがあると思いますので、そういう、団体に所属していなくて、反応するかどうかわからないところにも、ぜひアンケートを出していただきたいと思います。それで、反応がなければ、反応がなかったと公表することで、それはそれで警告になると思いますし、きちんと回答しているところはしているということで差分が明らかになると思います。

チャットに貼っておきますが、まだ日本では恐らく展開されていないTikTokショップについて、偽造品が氾濫しているのではないかなというような報道も出ています。こちらはまだアメリカ版しかないの、日本で登録もしていないし、まだ問題にはなっていないかもしれませんが、恐らく取引DPF法との関係では対象ではあり、彼らはまだ対応はしていないと思いますので、こういう法律の対象だと思っていないようなところにぜひアンケートを取り、対応がなければ、ないというような結果を出していただけるといいと思います。よろしくお願いします。

○依田議長

ありがとうございました。

何か事務局から御回答がございますか。

○落合室長

ありがとうございます。

まず、今、日本弁護士連合会の御指摘のとおり、調査を今検討しておりまして、近日中に始めたいと思います。調査はまず適切に行った上で、その結果を取りまとめることに注力させていただきたいと思います。

その上で、誰にするか、それから、公表の仕方とかですが、まず1つ御指摘があったとおり、官民協議会の参加者をお願いしているのですが、それ以外の方、今御指摘があったOTAも含めて、取引DPFに当たり得る方にはお願いをしたいと思います。

それから、公表の仕方ですけれども、この法律、第3条第1項は努力義務を定めるものと。その規定の趣旨も踏まえつつ、かつ、取組状況とか、御指摘の傾向とかが分かるように、その結果の公表の仕方を検討させていただきたいと思う次第であります。

それから、今、チャットで御紹介いただいたものも含めて、日本の消費者が当然被害に遭う可能性もあるので、よく注視をしていきたいと考えております。

○依田議長

ありがとうございます。

では、続きまして、JOMC、どうぞお願いいたします。

○オンラインマーケットプレイス協議会

御説明ありがとうございました。先ほど事業者としての実感はどうかというところがありました。我々はどちらかというと、前からずっと同様の取組を改善しながらやっているというところでもありますので、何か劇的に変わったということはないのですけれども、取組の開示を行うことで、何かあったときに対外的に取組を説明しやすくなったというところはあります。

それから、御説明いただいた中で、PIO-NETに届く相談の状況を挙げていただきましたけれども、我々が少し気になるのは、先ほども少し話がありましたが、その中に海外のプラットフォームの相談がどのくらい入っているのかなというのが気になっています。

この法律の検討の段階から、悪質なプラットフォーマーみたいな話が少し出てきたこともあると思うのですけれども、その実態があまりつかめていないところがありましたので、それも含めて、今後入ってくる相談の分析というか、どういったことが効果的なのかとかを考えるためにも、その辺りが少し気になっております。

以上です。

○依田議長

ありがとうございました。

事務局から何かリプライはございますか。

○落合室長

ありがとうございます。

まず、オンラインマーケットプレイス協議会様におかれては、団体のホームページ上で取組状況を開示していただいています。これは非常に分かりやすく開示されていますので、改めて感謝申し上げるとともに、今後も継続していただければと思う次第であります。

あと、もう1つ、PIO-NETの傾向も御指摘がありました。海外のプラットフォームという形で、なかなかこれがそうだという数の分析は難しいのですが、問題となる事案をよく見ていきたいと思えますし、あと、それは申出も含めて一緒ですので、そういったもので、必要なものがあれば、注意喚起、要請等、必要なことを行ってまいりたいと考えている次第でございます。

○依田議長

ありがとうございます。

ほかに皆様、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

中川先生、お願いいたします。

○神戸大学 中川教授

念のための確認ですが、先ほど日本弁護士連合会がおっしゃったアンケート、これはOTAという話がありましたが、海外の事業者で日本の消費者が使われているものは当然含まれていると私は理解しておりますけれども、その点確認させていただければと思います。

以上です。

○依田議長

事務局、お願いいたします。

○落合室長

お願いしたいと思います。

実は、この法律のアンケート自体が任意に御回答をお願いするものなので、最終的に御回答をいただけない可能性もありますが、いただくようお願いをしたいと思います。いただければ、それなりに対応を考えたいと思います。

○神戸大学 中川教授

ありがとうございます。

○依田議長

ほかの皆様はいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

今日も議題が大変たくさんございますので、少し時間的には余裕を持っている形になりますが、議題2の方に入っていきたいと思います。

では、続きまして、議題2の「構成員からの報告」です。

私の方から順番に指名しますので、カメラとマイクをオンにして5分を目安に御発表をお願いいたします。資料につきましては事務局の方で画面共有しますので、ページをめくられるいいタイミングでお声がけください。御発言が終わりましたら、カメラとマイクを一旦オフにさせていただきますようお願いいたします。

まずは、公益社団法人全国消費生活相談員協会からお願いいたします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会

私どもの方からは「デジタルプラットフォーム等に関する取組と今後の課題について」ということでお話をさせていただきます。

ページをおめくりください。

インターネット通販に関する相談は高水準ということで、お示ししております円グラフで見ていただくと分かりますように、通信販売は大体40%を占めるようなボリューム感になっております。デジタルプラットフォームを介した取引に関する相談は、全体の水準としては高くはないのですが、それぞれに注視が必要な案件が入っております。

次のページを御覧ください。

「デジタルプラットフォームが関連している事例」として5つほど挙げております。

1つ目は、大手通販サイトの有料会員の会費の払い方のお話。

2つ目が、大手通販サイトの商品の配達方法に関するもの。

3つ目が、旅行サイトのホテルのキャンセルのお話。

4つ目が、大手通販サイトの商品の梱包方法の話。

最後が、ネットオークションの品質が悪いという相談で、それぞれにいろいろなトラブルがあるということと、連絡先不明でもめているというわけではないものの方がちょっと多い印象があります。プラットフォーマーが協力していただいているものとそうでないものと、いろいろグラデーションがございます。

次のページを御覧ください。

先ほども御説明がありましたように、令和3年改正特商法と取引デジタルプラットフォーム消費者保護法、これらを活用していろいろ相談に対処しているところではございます。

取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に基づく取引デジタルプラットフォーム提供者に対する販売業者等情報の開示請求の活用も重要だと思っております、活用したいと思うのですが、先ほど事例を挙げたように、開示請求すればすぐ解決するようなものと

というのがボリューム的に少ない印象があります。話し合っただけはいるが紛糾しているものや、連絡先は開示されているけれども連絡がつかないというお話がございます。

2 ポツ目、消費者教育とか消費生活相談員研修も実施しておりまして、開示請求ができるということ自体はまだまだあまり周知されていないという実感がございます。

3 ポツ目、適格消費者団体として申入れ活動を実施しております。

私どものホームページに詳細な情報は掲載しておりますが、お示ししていますように、マッチングアプリに係る利用規約及びシステムに関するものなど、申入れ活動をするというような方向性でも動いております。

次のページを御覧ください。

「課題」として2点挙げさせていただきます。

1 つ目は、SNSの広告についてです。枠囲みの中に2つほど事例をお示ししております。

1 つ目の事例は、SNS広告に出た美容医療のビフォーアフターの広告です。この辺りは、医療広告ガイドラインに抵触しそうな広告が多数存在しております。

2 つ目は、動画共有サイトでいろいろ展開されている、絶対もうかる系の情報商材のお話です。これらの広告の監視管理ができていない状況について、何かもう一歩対策ができないものかなと思っております。

次のページを御覧ください。

2 つ目としては、修理サービス等の専門分野、プラットフォームをかたり実態としてサービス提供事業者と一体のような、ちょっとあやふやなケースもございます。

サービス系ということで、レスキューサービス系でしたりスキルマーケットでしたり、本当に単なる掲示板サイト、こういうものでも今いろいろ活用がなされておりまして、それぞれにトラブルが生じているという状況でありますので、こういったプラットフォームについてはどう考えていったらいいのか、悩ましい印象を持っております。

報告としては以上です。どうもありがとうございます。

○依田議長

ありがとうございました。

ここで藤本総括審議官が到着いたしましたので、藤本総括審議官から御発言をお願いしたいと思います。藤本総括審議官、お願いできますでしょうか。

○藤本政策立案総括審議官

ありがとうございます。

ただいま御紹介いただきました、消費者庁政策立案総括審議官、藤本でございます。国会の対応で遅参いたしましたして申し訳ございません。

本年7月に着任をしまして、取引DPF消費者保護法に関する事務も担当しております。消費者庁におきましては、官民協議会の開催なども通じまして、引き続き構成員の皆様とよ

く連携しながら、取引デジタルプラットフォームを利用して行われるものをはじめとした通信販売取引の適正化に向けてしっかり取組を進めていきたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

○依田議長

藤本総括審議官、どうもありがとうございました。全相協からのプレゼンテーションもありがとうございました。

続きまして、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会様からプレゼンをお願いいたします。

○公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

私どもNACSからは「安全安心な取引環境を構築するために」と題してICT委員会から発表させていただきます。

スライド、次をお願いいたします。

まず初めに、ICT委員会について簡単に紹介させていただきます。

ICTを安全安心に利用して生活を豊かにすることを目的に、2018年にNACS本部の委員会として発足しました。消費者啓発とか事業者団体との交流、パブコメの提出を活動の柱としています。

デジタルプラットフォームに関しましては、経済産業省の「特定DPF透明化法のモニタリング会合」に消費者団体としてオブザーバー参加させていただき、その委員会の中で発言させていただいている関係で、今回、官民協議会からお声がけをいただきました。

次、お願いします。

では、本題です。

内容は、目次に沿って「現状認識」、そして、提案を3項目させていただきます。

次、お願いします。

では「現状認識」です。

次、お願いします。

まず、今さら言うまでもありませんけれども、ネット市場が急拡大しており、そして、販売事業者は海外事業者、そして、販売商品は海外製品という取引が増えています。フリマアプリなどの参入でCtoC取引も増加しています。

次、お願いします。

では、提案の1つ目「製品の安全性について」です。

内容としては、製品安全誓約と中古市場での安全性について、お話しさせていただきます。

まず「1. 製品安全誓約について」です。

この誓約を私どもは評価します。評価の理由は書かせていただいたとおりです。それを

一歩進めまして、団体に属さないデジタルプラットフォームに続いてもらうように周知して、署名しているデジタルプラットフォームを消費者が安全な店を選ぶ1つの基準にしたいと考えております。

次、お願いします。

そのための「施策への提案」です。

1、ベストプラクティスの公表です。細かいところは書かせていただいています。

2、各デジタルプラットフォームのページにそのことを表示して、消費者にも知らせる。JADMAマークのようなものがあるといいと思っております。

3番目、これは消費者団体としても製品安全の教育に力を入れていく。

そして、4番目、消費者庁にはウェブサイトでももっとアピールしていただきたいと考えています。私の周りの消費生活相談員でも知らない人が多いというのが実態です。

では、次をお願いします。

次に「2. 中古市場での安全性担保について」です。

フリマアプリなどの中古市場に出品するときのデジタルプラットフォームの規約などを、官民共同で検討して作成することに期待しています。具体的提案としては、1、製品安全4法でPSマークが義務になっている製品は、マークのないものの出品は原則禁止。それから、2として、SGマークのついているものは、有効期限を含めて説明文や画像を表示することを奨励するということです。提案理由としては書かせていただいたとおりです。

では、次をお願いします。

次に、提案の2つ目「CtoC取引について」です。

次、お願いします。

「適用範囲の拡大の検討を」と書かせていただきました。

BtoCの通販だけではなくて、トラブルの多いCtoC取引も規制の対象にすべきと考えます。次の法改正に期待しています。提案理由は、ここに書かせていただいたとおりです。お読みください。

次、お願いします。

その上で、法の規制対象をCtoCに広げた場合ですけれども、一定の条件を満たせば、トラブル時には秘密保持条項を入れた上で、相手方の個人情報を開示請求できるようにすることも提案させていただきました。

次、お願いします。

「補償制度の対象範囲拡大」について書かせていただきました。

CtoC取引でも官民協議会構成員の事業者団体に属するデジタルプラットフォームは、補償制度を独自に整備されています。それは歓迎ですけれども、一歩進めて、身体被害とか財産被害にまで補償対象を広げていただけることを期待しております。

では、次、お願いします。

最後の提案、シェアリングエコノミーについて書かせていただきました。

次、お願いします。

ここで「社会の活性化にスキルシェアを活かしたい」と書きました。

現状の認識としては、書かせていただいたとおり、民も官もとにかく人手不足、そういう問題があるので、うまく生かせていけないかなと思ってここに提案させていただきました。

次、お願いします。

特にその中で、シェアリングエコノミーでスキルシェアを取り上げて問題提起する理由について書かせていただいております。

3つ目のチェックのところですが、御覧ください。

マッチング型デジタルプラットフォームとスキルシェアについては、スキルの種類によってBtoBとかBtoC、反対にCtoBとかCtoCと、取引形態も関係する法令も実に様々になっています。次のチェックに書いてありますけれども、取引はオンラインでされても、実際に履行するのはオフラインの場合には、担い手のところ、生身の人間が接触することで見えてしまう生活など、プライバシーの保護の面などで新たなトラブルが発生することも懸念されます。ただし、この矢印に書かせていただきましたけれども、取引環境を整えば、消費者にもメリットがあると思われれます。

そこで、最後のまとめになりますけれども、スキルのシェアには課題も多くて、個人の担い手では難しい部分もあることから、デジタルプラットフォームに安全で安心な取引環境を設計してもらうことに消費者として期待したいと思います。そのようにまとめさせていただきました。

私からの発表は以上です。どうもありがとうございました。

○依田議長

どうもありがとうございました。大変たくさん問題提起をいただきました。

ただいまの御説明について、御質問や御意見がある方は、挙手機能によってお知らせをいただきます。私の方からまた順番に指名しますので、指名された方は、カメラとマイクをオンにして御発言をいただきます。御発言が終わりましたら、カメラとマイクをオフにいただき、挙手ボタンを下げてください。

第3議題も大変重い議題が残っておりますので、その最大の履行時間は11時とさせていただきますので、その間、活発な御意見をいただければと思っております。何かここで結論をいただくものではございませんので、全相協やNACSの方から問題提起いただいた視点等を中心に、ここにいる委員の皆様、あるいは関係者の皆様から幅広い意見を伺って意見集約に努めていきたいと思っております。最後にまとめる形で、全相協、NACS、または事務局から適宜レスポンスをいただければと考えております。どうでしょうか。どんな視点でも結構ですので、まずは御意見をこういう場でどんどん広く聴取するのが重要と思っておりますので、活発に考えていること、御意見、御質問をお願いいたします。

問題提起いただきましたように、特商法の改正があり、取引DPF消費者保護法があり、また、そこでは積み残した、先ほど議論にあったような海外事業者様の連絡先が、本当に消費者から見て連絡が取れるようなものになっているかという問題や、CtoCは積み残したところがあって、その隠れBというものの被害の同定ということも問題で残っていたりしますし、シェアリングのような新しい問題も起こっております。

では、お手が挙がりましたので、AICJからお願いいたします。

○アジアインターネット日本連盟

全相協の皆様、NACSの皆様、御説明及び御提言をありがとうございました。

私の方からは製品安全誓約の関連について、NACS様からいただいた提案部分についてコメントを簡単にさせていただければと思います。

まず、ベストプラクティスの公表につきましては、確かに誓約に署名をされていない事業者様含めて、オンラインマーケットプレイス取引で、製品安全レベルの底上げにつながると期待できる場所ですので、いいことではないかなと考えております。

また、消費者団体の皆様や消費者庁の皆様の方から、消費者の方々に対して、この誓約や、こういった事業者がこれに署名をしているのかななどを周知いただけるということは、事業者にとっても励みになるところもありますので、ありがたいと考えております。

より安全なマーケットプレイスを消費者側にて御選択いただくことで、事業者もより一層、工夫を凝らすようになって、各社でこの製品安全の取組が一層強化されるという、製品安全のための自律的なマーケットメカニズム、好循環が生まれていくと考えておりますので、こちらの方について賛同させていただくという次第でございます。

以上です。

○依田議長

ありがとうございました。

ただいま、AICJの方から、NACS様の提案における製品安全誓約について問題提起、御賛同をいただきました。そのほかの方でも、まず、この製品安全誓約について関連して御意見があれば、そのところから伺っていきたいと思いますので、製品安全誓約関連で何か御意見や御発言がありましたら、挙手あるいは直接発言していただいても結構でございます。いかがでございますでしょうか。また、NACSさんの方から製品安全誓約についてつけ足したいことがあれば、どうぞよろしくお願いいたします。事務局の方からも、何か製品安全誓約関係で御発言がありましたらどうぞお願いいたします。

皆様、製品安全誓約については、NACSの御提案、また、AICJからの御意見のように、基本賛同される意見という形で理解してよろしいでしょうか。

○落合室長

議長、製品安全誓約の関係でございます。

○依田議長

お願いいたします。

○落合室長

この関係は、実は前回の官民協議会で誓約の署名に向けた状況を御説明いたしました。その後、今日お配りしている参考資料3ですが、製品安全誓約の署名が6月29日になされており、ここにいらっしゃるオンラインマーケットプレイス協議会の関係者、取引DPF提供者をはじめ7社が署名をいただいているということでございます。

1つ、NACSの御指摘もあったとおり、周知が重要だということで、これはよく受け止めてしっかりやっていきます。我々としてやっていくとともに、実際、10月から本格的に始めておりますので、そういった状況も、また追って公表できるかと承知しております。

○依田議長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

製品安全誓約についてはこれでよろしいでしょうか。

あと、そのほか、どんな視点でも結構でございます。

どうぞ、情報通信消費者ネットワークの長田様、続きまして、その次はCEAという順番で行きたいと思いますので、長田様、お願いします。

○情報通信消費者ネットワーク

ありがとうございます。

NACSさんの御提言はとても大切なことをおっしゃったと思っています。やはり、知らなければ、せっかく誓約をしても、その効果が上がらないということになってしまいますので、消費者庁の皆さんや消費者団体の努力もとても大切ですけれども、何よりも誓約をなされた各企業が、それをより分かりやすく利用する消費者に説明をしてくださるというのも大切ではないかと思っていますので、各社の頑張りに期待したいと思います。

以上です。

○依田議長

では、ぜひそうした面で、ベストプラクティスや、あるいはそのアピールを今後もお願いしていきたいと思います。

では、続きまして、CEA、お願いいたします。

○一般社団法人クリエイターエコノミー協会

製品安全誓約の話ではないのですけれども、それでもよろしいでしょうか。

○依田議長

はい。

○一般社団法人クリエイターエコノミー協会

趣旨確認で1個、NACSさんにお伺いしたいことがあります。16ページのスキルシェアの話になります。

スキルの種類によりBtoBからCtoCと4種類ほど挙げていただいたのですが、そのうちのCtoBとCtoCでちょっと気になったところがあって、ここのCtoBのCのところは、恐らく個人事業主のことを想定されているのかなと思うのですけれども、あと同じことがCtoCの提供側のCにもいえると考えられ、これも個人事業主のことを指しているのか、それとも単発でやる個人のことも視野に入れて想定されているのか、これはどう想定されているのかお答えいただきたく思っております。よろしいでしょうか。

○依田議長

では、確認事項でございますので、NACS様の方から、ただいまの質問について簡潔にお答えいただくことはできますでしょうか。

○公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

質問、ありがとうございます。

CtoBというのは、消費者が提供スキルの提供者になるというもので、例えば、もう引退なさった高齢者だけでも、今までの現役時代のスキルがあって、それを、企業に勤めないけれども、いろいろなところで活用して多少お礼をもらうとかそういうようなことを想定して、いわゆる助け合いの精神でやるというのでCtoBと書かせていただきました。

BtoCというのは、事業主さんもいらっしゃるし、ほかに企業があっても、それで提供してもらう方が個人のところという意味で書かせていただきました。

よろしいでしょうか。

○一般社団法人クリエイターエコノミー協会

分かりました。ありがとうございます。

多分BtoBというのはあまり視野に入れられていないのかなとは思っていますけれども、その理解でも大丈夫ですか。

○公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

実情は私どもも知らないのですけれども、ただ、個人事業主さんなどだとBtoBというこ

ともあり得るかなと思いましたが、副業などで企業の人々が別のことをやるということも考えたので、このようにいろいろな組合せがあると、机上の空論かもしれませんが書かせていただきました。

以上です。

○一般社団法人クリエイターエコノミー協会

分かりました。

BtoBは、恐らくフリーランス新法の方でカバーはされているのかなとは思っておりますので、そちらの方も御参照いただければと思っています。

○公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

ありがとうございます。

○依田議長

ありがとうございました。

では、シェアリング、スキルシェアのところに論点が行きましたので、ただいまお手を挙げていただいている方も含めて、スキルシェア関係で何か御意見や御質問があれば、今ここで受けたいと思いますが、スキルシェア関係で御意見があれば挙手いただくか、名乗ってもらって直接発言していただいても結構です。

シェアリングエコノミー協会、関連する話題でしたらお願いいたします。

○一般社団法人シェアリングエコノミー協会

シェアエコを取り上げていただいたので、ぜひ発言させていただければと思います。

NACSさん、御提案をありがとうございました。我々もまさにシェアリングエコノミーの一番大事なところというか、人手不足みたいところで、できる限りうまくシェアエコで課題解決ができるのではないかとすることは、まず、6～7年前からずっと提言している問題ですので、その辺を推進していただくというのは非常にいいかなと思いました。

少しだけ資料があるので画面共有をしても大丈夫ですか。

○依田議長

どうぞ。

○一般社団法人シェアリングエコノミー協会

ちょっと共有をいただきます。

先ほど御提案いただいた資料の中で、デジタルプラットフォーム側に安全で安心な取引環境を設計してもらうということを期待したいということがありましたので、それに対す

る、我々が現時点でやっていることを少しだけ御紹介させていただきます。

前も少し御紹介したと思うのですが、我々協会がデジタルプラットフォーム側を認証するという取組をしております。これはまさに、この取引DPF消費者保護法とかができる前、2016年からやっていますので、かなり前からやっているのですが、必ず登録事項とかをしっかりと見てくださいますとか、利用規約をちゃんとしてくださいますとか、何かあったときに窓口をつくってくださいとか、この取引DPFにつながる元の種になるような制度をつくって、ずっと我々はやってきております。

現状、スキル関係で言うと、この中で言うとシェアジョブさんとかクラウドケアさん、これは介護系のスキルシェアですが、あとはKIDSNAシッターさんとかAsMamaさんとかの子育て系のスキルシェアだったり、タスカジさんという家事代行だったり、あと、ainiさんというのは、旅に行ったときに現地でガイドをしてくれるような、まさに引退した方が地元でやるみたいな話をやっていたりするサービスなども認証していたりします。まさにこの辺が我々としてはずっとやり続けてきたところなので、この辺があるよということを経験したNACSさんにも御認識いただいて、何かあったときには、この認証マークを取っているところをお知らせいただくみたいなことをやっていただけたらいいかなと思いました。

ただ、我々としてプラットフォーム側だけをずっとやっても、なかなか難しいなという実感がありましたので、我々としてはその次の一手として、資料があればなのですが、先ほどCEAからもありましたけれども、提供者側が個人事業主だったり、もしくは、個人事業として届出はしていないのだけれども、事実上個人で少し始めてみるみたいなのが非常に増えている中で、個人の方々をどんどんサポートしていかないと、世界はよくならないなというので、ワーカーさんという方を会員としてサポートするみたいなプラン、組合みたいなものをつくってサポートしますみたいなものもやっていたりします。

あとは、あんしん検定といって、スキル提供者側の認証制度。先ほどの認証制度はデジタルプラットフォーム側ですが、デジタルプラットフォーム側を幾らやってもそれだけではよくならないので、ワーカーさん側、提供者側さんもしっかりと勉強していただく。まさに著作権に抵触しないようにしてくださいとか、そういった法律、コンプライアンス的なところも含めた検定みたいなものをやっていたりしますので、こういったものもあるのだということを御理解いただく。これはeラーニングで全部できるのですが、こういったものをやっているということを御理解いただければと思います。

あとは消費者庁さんと連携させていただいて、これは使う側の、だからCtoCという後者のCですかね。使う側の方々がどういう形で心構えをしたらいいのかみたいな、こういう普及啓発の資料みたいなものを作って公表させていただいたりしていますので、本当にそれぞれがレベルを上げて、底上げをしてしっかりとやっていくというのが大事なかなと思っています。

お時間をいただきました。以上です。

○依田議長

シェアリング関係でほかに御意見等があれば、挙手あるいは御発言をいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

全国消費生活相談員協会、どうぞ。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会

先ほどお話がありましたけれども、今、フリーランスとか企業自体が副業を認めるということで、これからますますサイドビジネスが非常に活発になってくると思います。また、個人のサービス提供ということもありまして、消費生活相談におきましても、個人なのか事業者なのかという見極めはその都度していかななくてはいけないというところで苦労があります。ただ、今後、若年者、若者の学生さんなどのアルバイトなども個人として提供するということもあり得るというところから、個人なのか事業者なのかという問題は大きくありますけれども、やはり社会に対して一回でも取引をするということの責任をしっかりと理解してもらう必要があると思います。ただ単に個人だから、Cだからというところで終わらせてはいけないと思いますので、そのような人たちを抱えるところとして取引デジタルプラットフォームさんがぜひ取組をしっかりとやっていただければと思います。

今、シェアリングエコノミー協会さんの方から非常に高いレベルの対応をしていただいていることは承知しております。これをぜひ国民の方に知っていただきたいのと、それから、既に先行して商品販売をしているデジタルプラットフォームさんが、各加盟店に対して様々な教育をしたり支援をしている、そのようなことも参考に、役務提供のデジタルプラットフォームの方々に参考にさせていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと考えております。

以上です。

○依田議長

ありがとうございます。

シェアリングについては、もう一方、二方いれば、そこで打ち切って次の話題に行きたいと思います。

どうぞ日本弁護士連合会、お願いします。

○日本弁護士連合会

先ほどお話が出たフリーランス法、これはデジタルプラットフォームが間に入っても、先ほどBtoBで使うかもしれないというのがありましたが、BtoBだと適用されてきて、恐らく、これをみんなに遵守してもらうというのは結構難しいだろうと思います。

それから、職安法ですね。アルバイトとかのマッチングとかだと、職安法が改正されて、これにも個人情報規定等が入っていて、これも絡んでくるとなると非常に難しいので、

消費者庁さん、ぜひ、フリーランス法の部署、立案はたしか内閣官房でやったのかな。それで厚労省に行っていると思うのですけれども、フリーランス法のところと職安法のところと、シェアリングエコノミー協会さんとぜひ綿密にやっていただいて、多分、そもそも職安法などを見ていると、個人情報の規定とかは全然守れていなくて、対顧客に比べると難しいところがありますので、うまくフリーランス法が施行されるときに、シェアリングエコノミーのところがちんちんと対応できるように、協議会というか、これは協議会ですけれども、別途厚労省さんとかと協議等を持っていただけるといいのかなと思います。かなり大変なのではないかなと思っています。

○依田議長

ありがとうございました。

シェアリングについては、ライドシェアの問題もこれから国家として議論が始まるところでございまして、消費者庁の責務も随分とまた重くなってくると思うのですが、事務局の方からシェアリングについて何かリプライ的な発言はございますか。

○落合室長

ありがとうございます。

シェアリングエコノミーの重要性というのは、これは論をまたないと思います。その上で、まず、今、事業者団体からも御紹介がありましたけれども、この法律に当たるところももちろん、そうでないことも含めて従前から行っている取組を続けるとともに、さらにそれをバージョンアップさせていくということが必要だと思います。

それから、フリーランス法との関係でも御指摘がありました。いわゆるフリーランス法は、私の理解では内閣官房で立案して、今、公正取引委員会等で施行準備していると思いますが、そういったところも含めてよく連携をして、必要な対応をしまいたいと考えております。

○依田議長

ありがとうございます。

シェアリングについては、引き続きこの協議会においても継続的に議論させていただければと思います。

では、また、何か別の話題に対して皆様方から御意見等を伺えばと思っております。

SIA、お願いします。

○一般社団法人セーファーインターネット協会

NACSさんの御提言についてのコメントになるのですけれども、CtoCに関するコメントがあったかと思っております。その中で、法律の適用範囲について、CtoCという論点もある

のではないかとというような御提言もいただいたかと思うのですが、この点に関しまして、まさに今年、製品安全誓約という官民共同の取組がスタートしたところであるということと、それから、今年、消費者庁さんの方で「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」というところで御提言をいただいております、その中で非常に大きな消費者政策のフレーム自体を見直していく必要があるのではないかと。消費者という捉え方ではなくて生活者という捉え方ができるのではないかと、あるいは売り手、買い手、双方の保護と取引の適正確保が必要ではないかといったような言及がされていると思います。

そういった形で、非常に大きな消費者政策全体の方向性に関する御提言をいただいているという状況ですので、まずはそちらのフレームワークのお話というのを進めていただいた方がいいのかなと考えたところでございます。

それから、開示制度についても御意見をいただいているかと思ひまして、その中で、CtoCにおいてもトラブル時には相手方の個人情報開示というのが一番あり得るのではないかとというような御見解もいただいたかと思ひます。こちら非常に悩ましいところであるのですが、トラブル時に、個人で出品されている方の個人情報を開示するということになりますと、出品者の方への脅迫とか付きまといか、そういったような犯罪行為とか思わぬトラブルを招くというようなことも予想されるような状況があるかと思っております。

実際にそのようなことがあったということで、出品者、購入者間で個人情報を開示するというものではなくて、トラブル時にはプラットフォーム側で対応するというような仕組みを導入しているような状況があるかと思っております。ですので、むしろ、このようなものをしっかり対応しているプラットフォームのベストプラクティスというのを、まだ導入されていないような事業者さんにも導入していただくような形で推進していく努力をまずは取り組んでいくというのが一番よろしいのではないかと受け止めた次第でございます。

以上です。

○依田議長

ありがとうございました。

では、次の論点として、CtoC関係で幅広く御意見を伺いたいと思っております。当然、取引DPF消費者保護法のときにCtoCに関してはかなり議論をして、すぐに法制化の枠組みの中に入れるのは様々な問題があつて難しかったので、すぐ簡単に法律で規制してとはいかないのですが、その中のCtoCの大きな問題、隠れBの発見とか、また、隠れBにすらならないけれども、悪徳、悪質なCというのが実際にはおられることもあると思ひますし、もう少し精査して情報を蓄積して、どこかのタイミングでCtoCにもメスを入れていかないといけない時期はいずれ来るとは思ひますが、今はその過渡期でございます。

どうぞ御意見が多様にあれば。

日本弁護士連合会はCtoC関係ですか。

○日本弁護士連合会

そうです。

○依田議長

お願いします。

○日本弁護士連合会

依田議長がおっしゃったように、CtoCは入れようかというのは、消費者庁で検討したときは、途中までは入れるかというような話をしていたところですので、大きな論点ですし、国会でも附帯決議に入っておりますので、どこかで必ず検討をしないといけません。

他方で、今の法律の立てつけは、皆さん御存じのとおり通販、特商法の通販の補助的なものになっていますので、特商法の通販自体がBtoCですので、これをやろうとすると、かなり大きなメスを入れることになります。議長おっしゃったとおりです。

その際に、特に相談員の団体の皆さん、消費者団体をお願いしたいのが、Cだからということで、使えなかったという相談があったら、ぜひきちんとデータを残しておいていただきたいと思います。Cなのでこの法律が使えなかったという情報は、本当に現場の相談のところにしか来ません。弁護士のところにはそこまでの相談はなかなか来ませんので、結局、それが多いということであれば、それは特商法の補助という立てつけ自体を変えて導入しないといけないということになりますし、さほどでもないのだと。もしくはCtoCっぽいけれども、デジタルプラットフォームの方で任意に補償等をしたのだということであれば、それはそれを前提に検討しないといけませんので、ぜひそのデータを、相談にならなかったから残らないということになるとデータが取れませんので、取っていただきたいなと思います。

あわせて、3のところにしている補償の話で、これも必ずデジタルプラットフォームをやると議論にはなるのですが、もちろん、正式に補償の話があった方が消費者としてはうれしいし、そうなのだろうと思いますが、デジタルプラットフォームは、出す方も割と自由にできますので、常に補償金目当ての保険金詐欺的なものを何とかしなくてはという問題がありますので、ここはデジタルプラットフォームの方で透明性を高めることによって安心してもらうということになろうと思います。これは補償していますとか、そういうことを言ってしまうと総額とかも分かってしまうとか、どれぐらいの保険なのか分かってしまうというのはあると思いますが、こういうものについては対応していますというのを出せるだけ出していただくというのが、最初の一步かなとは思っております。

3番は非常に難しいのは分かっています。1、2についてはデータが欲しいと。2については、開示請求権が今もありますので、Cに広がれば当然それは広がるのだろうと。発信者情報開示は個人相手にいっぱい開示していますけれども、それでさほどトラブルがあ

るというわけではありませんので、Cに広がった場合は開示請求権はそのままついてくるのだろうとは思っています。

私からは以上です。

○依田議長

ありがとうございます。

お時間的な制約もあるので、CtoCでどうしてもというのがあれば、もう1つ伺って、今チャットに書いてある、次に、別の話題でCEAから全相協への質問をいただきたいと思いますが、CtoCで何か御発言はございませんか。

事務局の方からCtoC関係で何か述べることはございますか。

○落合室長

CtoC取引の関係ですが、これは法制定時から課題が指摘されております。あと、また、SIAの御指摘にもありましたとおり、消費者法制自体は、BtoC取引への適用が現在の前提となっている。その中で、まず1つは、製品安全誓約とか、その他そういう運用での対応となりますし、もう1つ挙げられた有識者懇談会も含めて、そういう大枠の検討というのが大事になってくるのだろうということであります。それから、相談現場でも、やはりこのCtoC取引の対応には苦労されているというのは承知しています。

その上で、まずは、Cという言わば仮面をかぶりつつも実際はBであると考えられるような販売業者、少し言葉は悪いですが隠れBという形でやっていますけれども、そういったものもとらまえて法制度の適用を図っていくことがまずは必要なのだろうと考えております。

その観点から、隠れBをとらまえる考え方、これはガイドラインでお示ししております。取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律における販売業者等に関するガイドラインというものです。これは、実質的に、日本弁護士連合会から御指摘があったとおり、特定商取引法上の販売業者に当たるかどうかということが問題となります。まずは、このガイドラインも踏まえて、問題のある事案に関して、隠れBと考えられる販売業者に対応することによって、適切に消費者の保護を図ってまいりたいと考えております。我々の取組、それから、各消費者団体、事業者団体における取組の積み重ねを通じて、次の方法を考えていく必要があるだろうと理解しております。

○依田議長

ありがとうございました。

お時間が迫っていますので、最後、手短に、CEAから全相協への確認をお願いいたします。

○一般社団法人クリエイターエコノミー協会

2点あります。

全相協さんの4ページ目の「SNS広告」の話なのですが、広告主は景表法の問題があるのでそちらで個別事案として処理していただければと思っている一方、プラットフォームの関係でちょっとよく分からないのが、ここの課題は、ひょっとしたら広告審査の問題のことを指しているのかなと思ったのですが、その辺をもう少し詳しく説明いただきたいのが1点。

もう一点、次のページの「修理サービス等の専門分野」というところで、ここももう一つよく分からなかったのが、いわゆる、サービスの提供側が、いわゆる高額の請求をされたとか、全然クレームに対応してくれないという話なのかと思ったのですが、これはプラットフォームとの関わりで、これはサービス提供者とプラットフォームがグルになっていたということなのか、それとも、ほかに事情があったのかというところ、ここをもう少し詳しく御説明いただきたいなと思っております。

以上です。

○依田議長

お時間も迫ってきているので、すぐに説明が行き届かないところは、また個別のやり取りをしていただければと思うのですが、全相協のほうから、何か今リプライすべきところはございますか。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会

御説明します。

最初のSNS広告は、取引デジタルプラットフォームではありませんけれども、デジタルプラットフォームとして確認ができていないということを問題提起しています。

それから、修理サービスに関しても、修理サービスなど専門分野の人たちを集めてデジタルプラットフォームをつくっている、その問題として、今回課題としてはお話をさせていただいております。

○依田議長

ありがとうございます。

また、今の説明、足らざる点については個別にやり取りしていただければと思っております。ありがとうございました。

それでは、議題3番に参ります。

経済産業省から御説明をいただきます。では、経済産業省産業保安グループ製品安全課、佐藤猛行課長、お願いいたします。

○経済産業省産業保安グループ佐藤製品安全課長（以下「佐藤製品安全課長」）

よろしく願いいたします。

御紹介いただきました経済産業省製品安全課長の佐藤と申します。まずもって、本日はこのような場を頂戴いたしまして、大変ありがとうございます。また、皆様には様々な場で、日頃より製品安全行政に御協力、御尽力、御理解を賜っております。改めまして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

早速でございますが、資料3を御覧いただければと思います。

タイトルといたしまして「消費生活用製品の安全確保に向けた検討状況について」と書かせていただいております。

我々のクレジットの下、※印で書かせていただいておりますけれども、こちらは現在、経済産業省の中の産業構造審議会の製品安全小委員会という場におきまして、タイトルで書いてあるような、昨今の環境変化を踏まえまして消費生活用製品の安全確保に向けた在り方、そういったことについて審議、議論をいただいているところでございます。10月27日に議論をスタートしたところでございまして、そこで用いました資料を一部抜粋等させていただきますまして御紹介申し上げたいと思います。

まず、1枚おめくりをいただければと思います。

右下、ページ番号1枚目、製品安全行政全般についてでございまして、ここは御案内の内容も多いかもしれず大変恐縮でございまして、改めてかもしれません。

大きく分けますと、左側、青い点々が書いてあるところでございます。「事前規制」と言われるものと、赤い点々の部分「事後規制」と言われているところがございます。事前規制のところにつきましては、各法律の規制対象となる製品につきまして、製造するとき、そして、輸入するとき、それぞれにつきまして製品の安全確保の観点からの基準でございまして技術基準といったものを設けておりますが、それへの適合義務といったものを課させていただきますまして、適合していることを示すマーク、いわゆるPSマークと我々は呼んでおりますけれども、PSマークというものを表示いただかないと製品の販売ができない、そういった規制を課させていただきます。

右側、「事後規制」につきましては、事故が発生してしまった、特に、火災等の重大製品事故というものに関しましては、製造事業者様ないしは輸入事業者様に国への報告義務というものを課させていただいていると。その上で、我々国も含めて原因分析、事故の原因究明をさせていただきますまして、再発防止、場合によってはリコール等の対応を事業者の皆様にご講じていただいているといったところでございます。

今まで規制について申し上げました。一方で、先ほど来の議論でも出てございますが、製品安全の確保についても、国による規制のみではなく、事業者の皆様の自主的な取組、ないしは消費者の皆様の御理解、これが不可欠でございます。1ページ目の下にも緑色の矢印などが書いてございますけれども、自主的な取組を促すという観点では、製品安全対策の表彰制度、我々はPSアワードと呼んでございますが、そうしたものをさせていただいたり、また、今月11月は製品安全の総点検月間ということで、消費者の皆様にも呼びかけ

とか働きかけを御協力いただきながら進めさせていただいているところでございまして、こういった様々な取組によりまして製品安全の確保を図っているところでございます。

1枚おめくりをいただき、右下2ページ目でございます。

これは、先ほど法律と申し上げましたけれども、製品安全の観点で我々が運用、執行させていただいている法律でございます。

真ん中ほどに大きく4つの法律名が書いてございますが、それぞれ製品ごとに法律が異なっております。電気製品であれば電気用品安全法、ガスを用いる製品であればガス事業法、LPガスを用いる製品であれば、長いのですけれども液石法と我々は呼んでございます。その他の生活で使われる製品であれば、一番下、消費生活用製品安全法と一般法にて様々な措置を講じさせていただいているというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、右下3ページ目が、我々の今申し上げた4法で定めております対象の製品でございます。

3ページ目を御覧いただいて、品目数も書いてございますが、4法合計で493の品目を法律上の対象製品とさせていただいているところでございます。

次の4ページ目を御覧いただければと思います。

以上、法律による取組に加えまして、まさに先ほども申し上げました自主的な取組、これは大変重要でございます。まさにインターネットモール事業者の皆様には、先ほど少し議論になってございましたけれども、Pledge（製品安全誓約）に6月に御署名をいただいたところでございます。内容につきましては、本日、参考資料にも入っておりますので割愛したいと思いますけれども、本日御参加いただいている団体に参加いただいている多くのインターネットモール企業の皆様からも御署名を賜っております。大変ありがとうございます。

続いて、5ページ目を御覧いただければと思います。

経済産業省において、本年の1月から6月にかけてまして、実は検討会といったものを開催させていただきました。昨今の環境変化を踏まえた製品安全の対応策を議論ということとさせていただきます。こちらにもインターネットモール事業者の皆様、ないしは、本日御参加の皆様からも一部御参加をいただきました。大変ありがとうございます。そこで御指摘いただいた論点などを踏まえまして、10月から産業構造審議会で議論をスタートしたところでございます。

次の6ページ目以降で、検討会で御審議いただいた主な論点、そして、製品安全の小委員会、産業構造審議会の方で今後御議論いただきたい主な論点について御紹介申し上げます。

大きく2点ございまして、まず1点目が、インターネット取引の拡大に伴う課題というところでございます。

1枚おめくりをいただいて、7ページ目でございます。

御案内のとおりかと思いますが、インターネットを通じた取引の市場規模、これは大変拡大してございまして、直近2022年のデータでございまして、13兆円を超え、また、全体に占める割合といったところでも10%に迫る9%を超えるという規模になってきているところでございます。

他方でございますが、インターネットを経由して販売された製品による重大製品事故といったものが増えてしまったり、また、違反事例といったものも残念ながら確認されてしまっているといったところでございます。

今後も、こうしたインターネットを通じた取引は拡大していくことが予想される中、これまで以上に消費者の皆様の安全を確保し、安全な製品が流通する市場ということで環境を整えていくことが必要かという問題意識を持ってございます。

8ページ目でございます。

先ほど少し申し上げたことのデータの1つでございまして。

真ん中辺りに棒グラフがあるかと思いますが、重大製品事故、残念ながら年間約1,000件程度起きてしまっておりまして、重大製品事故が起きてしまった製品につきまして、その入手先はどこだったかを分析しました図でございまして。

御覧のとおりインターネット通販を経由してという割合が増えてきていることが御覧いただけるかと思いますが。2019年度は10.7%、2022年では19.4%という数字になってございます。

1枚おめくりいただければと思います。

今ほど申し上げたデータに加えまして、昨今の環境変化という意味では、インターネット取引の拡大に伴いまして、これまでの流通形態とは異なる流通形態、取引形態といったものも出てきているかという認識を持ってございます。

左側、四角で囲った部分でございまして、こちらが先ほど御紹介した、我々が現在運用している製品安全の4つの法律で想定している流通形態でございまして。

国内に、赤く囲ってございまして製造者様がいらっしゃる場合であれば、この製造者様に様々な製品安全の観点から義務を負っていただく。また、製造者様が国内にいらっしゃらない場合であったとしても、輸入事業者様、こちらは青く囲ってございまして、こういった輸入事業者さんに対しまして、国内に製品を持ち込む一次的な供給者として各種の法令上の義務等を負っていただくといったような法体系でございまして。

一方で、近年でございまして、9ページ目の右側の図を御覧いただければと思います。国内に製造者様ないしは輸入事業者さんが存在せずに、例えばインターネットモールなどを通じまして、出品者さんみたいな位置づけかと思いますが、海外の事業者さんが国内の消費者と直接製品の売買の契約、取引の契約をするといった、いわゆる直接販売のような流通形態が出てきているという認識を持ってございます。

こういった取引、こういった形態に対しまして、製品安全確保の観点からどのような取組が必要かといったところが大きな1つの論点かという認識を持ってございます。

1枚おめくりいただければと思います。右下10ページ目でございますが、こちらは大きく2つ目の課題でございまして、こちらは玩具などの子ども用の製品についてでございます。

11ページ目を御覧いただければと思います。

子ども用の製品につきましては、名前のおりでございますが、お子様が使用されますので、誤飲、間違っただんみ込んでしまう、口に入れてしまうなどが起きやすく、ほかの製品と比べても配慮が必要な製品という認識を持っております。

これまでの取組といたしましては、事故などが発生をしてしまった場合、その報告などを踏まえまして、事故が発生をした製品について規制の対象とするという取組を採ってまいりました。

一例として11ページ、下に赤字で書いてございますけれども、マグネットセットとか水で膨らむボールにつきましても、今年の5月に規制対象に加えたといったところでございます。

続いて、12ページ目を御覧いただければと思います。

一方で、特に玩具についてでございますけれども、海外の多くの国におきましては、事故の未然防止の観点から、いわゆる安全規制ですが、規格とか基準を設けまして、それを適合しない製品については販売ができない、販売を禁止するといった措置が設けられているところでございます。

日本においては、これまで玩具等につきまして事前規制があったわけではなく、業界における自主的な取組におきましてその安全性が確保されてきたといったところでございますが、先ほど、1番目の論点とも連動いたしますが、海外製品がインターネットなどを通じて容易に流入しやすい、手に入れやすい環境となってきたといったことも踏まえまして、日本においても、事前規制を整備しないと国内における安全性確保が難しくなってしまうのではないかと、こういった課題認識を持っているところでございます。

「なお」で書いてございますけれども、実際、欧州のSafety Gate、これは2022年のデータを検索いたしますと、玩具について500件が販売停止となっているといったところもございます。誤飲等の違反事例が多かったというところも伺っております。

1枚おめくりいただければと思います。

今後、欧州で違反と指定されたような製品が国内に流通してくる可能性も否定できないといったことも踏まえまして、方向性といたしましては、玩具などの子ども用製品についても安全の措置を設けることが必要ではないかという問題意識を持っております。

14ページを御覧いただければと思います。

今ほど申し上げたような問題意識の下で、6月までの経済産業省における検討会、そして、10月からスタートいたしました産業構造審議会製品安全小委員会の場に検討の場を移しまして議論を始めたところでございます。この今後の論点は、まさに製品安全小委員会でこれから御審議いただく予定の論点でございます。少しそちらについても御紹介申し上げ

げたいと思います。

まず、論点１は、先ほどの大きなポイントの１番目と連動しますが、海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保を図っていくための制度的措置についてといった点でございます。

昨今の環境変化におきまして、先ほど図でも御紹介しましたとおり、これまで国内において製品安全の責務を負っていた製造事業者ないしは輸入事業者といった方々が存在しないような流通形態のケースも出てきてしまっております。こうした場合の安全確保をどのように図っていくのかといったところでございます。

直接販売を行う主体であるネットモールなどへの出品者の方を製品安全の法令上どのように位置づけていくか、一定の義務を課していくべきかどうかについてが大きな論点の１つかなと考えてございます。また、そういった事業者の方は海外にいらっしゃるということもございますので、いろいろな措置を講ずるに当たりまして、実効性、迅速性を意識すると、場合によっては、国内において必要な措置を行う方、行う者を置いていただくということも必要かと考えているところでございます。

また、加えてでございますけれども、海外からの事業者の方をはじめとしてインターネットモールを通じて販売される製品につきまして、一義的にはその出品者の方に製品安全の責務は求められることになってくると思いますけれども、その措置がなかなか期待できないような場合には、インターネットモールの運営事業者様の皆様に対しましても、安全な製品の流通を確保する観点から一定の対応をしていただくといったことも想定されるのかと、こういった点も論点かと思っております。

下に、先ほど少し御紹介をした製品安全誓約（Pledge）についても再掲してございますけれども、こうした取組を制度的に担保できるような仕組みについても今後の論点かと思っております。

また、一番下のポツでございますけれども、特にインターネットモール上には非常に多くの製品が出品、流通されていると承知してございます。どの製品、どの事業者が適法に届出等の措置を講じているかどうか、これは確認もなかなか難しいとお伺いしてございます。こうした確認が容易にできるような仕組みの必要性といった点も論点かと思っております。

最後の15ページを御覧いただければと思います。

こちらは、大きく２つ目のところでございまして、子ども用の製品に関する論点でございます。

冒頭に申し上げましたとおり、海外からの製品流入も容易になってきております。事故の未然防止の観点から、規制対象とするべきかどうか、そういう点がまずもって大きな論点の２つ目かと思っております。

その上でというところでございますが、子ども用の製品であるがゆえに、ほかの製品と比べて検討すべき事項があるかどうか。一例としましては、対象年齢何歳以上とか、な

いしは注意喚起、小さな部品がありますとか、小さな部品があるので何歳未満のお子様には与えてはいけませんとか、そういったような注意喚起の表示が必要かどうか、こういった点も今後御議論いただければと思ってございます。

また、今後、規制対象とした場合、規制が入る前に作った製品の取扱いについても御議論いただければと思ってございます。

長々お話をしてしまいましたけれども、今申し上げたような論点で、経済産業省において10月から改めて審議、御議論をスタートしていただいているところでございます。引き続き小委員会等の場を通じまして様々な御意見を伺いながら、どのような仕組みが考えられるか議論を深めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。本日は大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○依田議長

ありがとうございました。

経済産業省の製品安全課の方からただいま御説明をいただいたところでございます。

お時間が限られておりまして、11時半が終了時間となっております。あと10分少々ございますが、十分な議論が尽くし切れる時間が残っていないので、なるべく幅広にまたいろいろな論点をいただけるだけいただいて、経済産業省の製品安全課の方に持ち帰っていただければと考えております。

では、今までと同様に、挙手ボタン、挙手機能を使って御発言いただければと思っておりますし、この際聞いておきたいこと、言っておきたいこと、何でも結構でございますので、どうぞお願いします。

製品安全課の方につきましては、取組について、私もそちらの方の検討委員会に一部参加していろいろ議論させていただきまして、特に子ども玩具に関しての未然防止の規制の導入については、民間の協会様とのやり取りの調整も大変御苦労されていたのを目の当たりにしております、そこら辺の関係はいかがでございませうでしょうか。

○佐藤製品安全課長

先生、大変ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、6月までの検討会にも先生にも御参加いただきました。大変ありがとうございました。

まさに6月におまとめいただいた中でも記載させていただいておりますけれども、民間でこれまで安全確保に御尽力いただいている取組、これは大変すばらしい取組で、我々もまさにその取組に敬意を表しながら、その取組と、我々が今考えております、お子様の事故を未然防止するための政策をどのように両立をしていくのかといった点が大きな論点かなと思ってございます。

10月からスタートしましたこの小委員会の場にも、オブザーバーとして引き続き民間の皆様にも御参加をいただいているところでございまして、どのような仕組みであれば、両立を図りながら、かつ、何よりも大事なお子様の安全を確保できるのかといった点をどう確保していくかという点で、引き続き議論しながら調整が図れればと思っているところでございます。ありがとうございます。

○依田議長

どうもありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

今の観点等について、消費者団体様や、あるいは専門家の方、何か述べる事等はございますか。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会

よろしいでしょうか。

○依田議長

お願いします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費生活相談員の立場からすると、STマークについては、非常に古くから活用されておりました信頼性の高いものとなっております。それをさらに周知・広報していただくのと同時に、やはり漏れがないように、インターネット通販でどうしても漏れてしまうことがありますので、そこを今回の議論の中ですくっていただきたいと。双方で補完し合いながら、安全な環境をつくっていただきたいと切に希望しております。よろしくお願いいたします。

○依田議長

ありがとうございます。

お手が挙がりました、NACS、どうぞよろしくお願いいたします。

○公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

お時間が少しあるようですので、本日、当会から御提案をさせていただき、多くの皆様から活発な御意見をいただくことができ、大変よかったと思っております。製品安全誓約に関連して、一言申し上げさせていただきたいと思います。

今月、11月は製品安全月間でございます。製品安全誓約は、ほかの委員の方も御指摘のように、まだというか、ほとんど知られておりません。消費者や相談員だけではなく、販売事業者の方々もこの存在についてよく御存じないという状況にあります。製品安全誓約

に署名されたDPF事業者の取組などを中心に、よい取組は、市場において積極的に情報共有していくことが必要だと考えております。

私どもNACS含め消費者団体が、官民協議会に構成団体として入れていただいているわけですが、ベストプラクティスを広めていくという取組を進めていくことが期待されています。また、本日、シェアリングエコノミー協会様から認証制度の御紹介がありました。こういうこともされていることを私も本日知った次第で、まだまだ知られていないよい取組などがあると思います。広めていくことが必要であると再認識いたしました。

先ほどの製品安全誓約に関してですが、実は、ここに参加されていらっしゃる事業者団体の方々の御協力もいただきながら、11月24日の午後にシンポジウムを開催します。署名された7社中5社に登壇いただき、各社の製品安全、消費者の安全に向けた取組についてお話をいただく機会を設けさせていただきます。

事業者団体や各事業者だけで、自分たちはこんなよいことをやっているとお伝えいたしても、消費者や相談員、販売事業者などに広く周知していくことは、限界がありますので、官民協議会の構成団体として、私どもNACSは、消費者庁や経済産業省、その他の省庁とも連携し、自治体、ほかの消費者団体などとも連携し、いろいろなよい取組を市場に広めていくことが大事な役割であると考えておりますので、御指導、御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○依田議長

ありがとうございました。

続きまして、日本弁護士連合会、お願いいたします。

○日本弁護士連合会

ありがとうございます。

経産省さんの出していただいた中では、特に9ページの立法措置は大変すばらしいと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

電気通信事業法では、海外からの事業者について届出義務を課し、これをてこにして登記についてもしてもらったという経緯がありますので、同じように、直接、この製品安全に関係する事業者が海外から売る際には、ぜひ、日本に対して届出をする。これに合わせて登記もしてもらおうと。これは経産省さん、ぜひ成功していただきたいと思います。これに限らず、途中で話が出たOTAについても、製品安全にかかわらず日本に通販をするところについてもみんなやっていただきたいと思います。行政処分や訴訟が、登記がないと困難だというようなことがありますし、そもそも届出されないと事業者を把握できないというのがありますので、これはもう全分野にぜひ広げていただきたいと思います。まずは経産省さん、成功していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○依田議長

ありがとうございます。

ほかに製品安全課のプレゼンに関しまして、いかがでございますでしょうか。

全国消費者団体連絡会、どうぞお願いいたします。

○一般社団法人全国消費者団体連絡会

今の経済産業省さんの報告ですけれども、法律改正自体のめどというのはいつぐらいになるのでしょうかというところと、やはり、子どもの安全というところでいくと、例えば消費者行政が統合されたということと、一丁目一番地の部分でありますので、そこは消費者庁、それから、こども家庭庁も絡んでくると思いますけれども、関係する省庁できっちり取組を進めていただきたいと思います。

そういうところと、STマークというところを、かなり人口に膾炙していると思いますけれども、デジタルプラットフォーム事業者の皆さんのところでも、出店される業者のところできちんとその辺り、表示をされているかどうかということも含めて、取組を案内いただければと思いますというところです。

以上です。

○依田議長

ありがとうございます。

ただいまの点について、佐藤製品安全課長、お願いいたします。

○佐藤製品安全課長

御指摘、大変ありがとうございます。また、様々な御意見も頂戴しましてありがとうございます。

制度の改正などの見直しの時期という御指摘をいただいたかと思います。まさに10月から検討をスタートさせていただいたというタイミングでございます。今この瞬間、何かお尻のタイミングが決まっていて、そこまでにというものではございませんが、先ほど来、先生方からも御指摘をいただきました。我々としても、こういう課題があるのだという認識をまさにしてございますので、課題にできるだけスピーディーに対処していきたいという思いをもって、産業構造審議会での議論とか、また、その御議論を踏まえてどのような仕組みにしていくか、制度も含めてどのようにしていくかという点をしっかり考えていきたいと思ってございます。

また、関係省庁との連携をという御指摘も賜りました。こちらは大変ありがとうございます。消費者庁をはじめとして各省庁さんとも連携をしながらの取組が大変重要だと思ってございますし、先ほども様々な発信も重要ということで、製品安全総点検月間について

も御指摘を賜りまして、ありがとうございます。我々も様々な場で、そういった発信もしていきたいと思いますし、各事業者様で取り組まれている先進的な事例、こうしたことも様々な場で発信や共有ができればと考えてございます。ありがとうございます。

○依田議長

ありがとうございます。

議題3について、何かもう一言どうしても発言をという委員の皆様、ございませんか。

それでは、これで第4回官民協議会の議事を終了させていただきます。

最後に、本日全般を通じて事務局から何か一言付け加えたいことや、次回以降等の連絡がございましたらお願いいたします。

○落合室長

本日もありがとうございました。

まず、構成員の皆様からの積極的な御発言を今日もいただいたこと、それから、全国消費生活相談員協会、NACSのICT委員会の皆様も含め、プレゼンをいただきありがとうございました。

全般を通じて周知、連携の重要性の御指摘もありましたので、それはバイの連携、マルチの連携も通じてしっかりしていきたいと思います。

その上で、次回の官民協議会のお話ですが、また今年度と同じように、来年の5月から6月ぐらいの間までに開催することを想定しておりまして、また来年度初めに御連絡をさせていただきたいと思います。

あと、本日の議論につきましても、議事録を作成し、構成員の皆様にご確認いただいた上で速やかに公表させていただきたいと思いますので、また御協力をお願い申し上げる次第であります。

以上でございます。

○依田議長

ありがとうございました。

本日も皆様方、大変スムーズな議事進行にいろいろと御協力をいただきまして、ありがとうございました。お忙しいところ御参加いただき、また、活発な御議論をいただき、大変感謝しております。

それでは、これで終了させていただきます。ありがとうございました。